

(在外国民の送還)

第十七条 船長は、外国に駐在する日本の領事官が、法令の定めるところにより、日本国民の送還を命じたときは、正当の事由がなければ、これを拒むことができない。

(書類の備置き)

第十八条 船長は、国土交通省令で定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かなければならぬ。

一 船舶国籍証書又は国土交通省令で定める証書

二 海員名簿

三 航海日誌

四 積荷に関する書類

五 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十六条第三項に規定する証明書

六 海員名簿及び航海日誌に関する必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(航行に関する報告)

第十九条 船長は、左の各号の一に該当する場合には、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

一 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。

二 人命又は船舶の救助に従事したとき。

三 無線電信によつて知つたときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知つたとき。

四 船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたとき。

五 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があつたとき。

(船長の職務の代行)

第二十条 船長が死亡したとき、船舶を去つたとき、又はこれを指揮することができない場合において他人を選任しないときは、運航に従事する海員は、その職掌の順位に従つて船長の職務を行つ。

一 上長の職務上の命令に従うこと。

二 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。

三 船長の指定する時までに船舶に乗り込むこと。

(第三章 紀律

(船内秩序)

第二十一条 海員は、次の事項を守らなければならぬ。

一 上長の職務上の命令に従うこと。

二 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。

三 船長の指定する時までに船舶に乗り込むこと。

(争議行為の制限)

第三十条 労働関係に関する争議行為は、船舶が

四 船長の許可なく船舶を去らないこと。

五 船長の許可なく救命艇その他的重要な属具を使用しないこと。

六 船内の食料又は淡水を濫費しないこと。

七 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと。

八 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。

九 船内において争闘、乱醉その他粗暴の行為をしないこと。

十 その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと。

(懲戒)

第二十二条 船長は、海員が前条の事項を守らないときは、これを懲戒することができる。

第二十三条 懲戒は、上陸禁止及び戒告の二種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて十日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。

(危険に対する処置)

第二十四条 船長は、海員を懲戒しようとするときは、三人以上の海員を立ち会わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならぬ。

(第二十五条)

第二十五条 船長は、海員が凶器、爆発又は発火しやすい物、劇薬その他の危険物を所持するときは、その物につき保管、放棄その他の処置をすることができる。

(第二十六条)

第二十六条 船長は、船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行為をしようとする海員に対し、その危害を避けるのに必要な処置をすることができる。

(第二十七条)

第二十七条 船長は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に対して、前二条に規定する処置をすることができる。

(第二十八条)

第二十八条 船長は、雇人契約の終了の届出をした後當該届出に係る海員が船舶を去らないときは、その海員を強制して船舶から去らせることができる。

(第二十九条)

第二十九条 船長は、海員その他船内にある者の行為が人命又は船舶に危害を及ぼしその他船内の秩序を著くみだす場合において、必要があると認めるときは、行政庁に援助を請求することができる。

(第三十条)

第三十条 船長は、海員その他船内にある者の許可を受けないで日本国内において募集受託者(同条第二項に規定する募集受託者をいふ。第三号において同じ。)に行わせた船員の募集(同法第六条第七項に規定する船員の募集をいふ。同号において同じ。)に応じた

人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これををしてはならない。

第四章 雇入契約等

(この法律に違反する契約)

第三十一条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約(予備船員については、雇用契約。以下この条、次条、第三十三条、第三十四条、第五十八条、第八十四条及び第一百条において同じ。)は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

(雇入契約の締結前の書面の交付等)

第三十二条 船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするとときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となるうとする者(次項において「相手方」という。)に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 船舶所有者の名称又は氏名及び住所

二 給料、労働時間その他の労働条件に関する航

事項であつて、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国土交通省令で定めるもの

一 船舶所有者の名称又は氏名及び住所

二 給料、労働時間その他の労働条件に関する航

事項であつて、雇入契約の内容とこれが必要なものとして国土交通省令で定めるもの

る届出をして船員職業紹介事業(同法第六条第三項に規定する船員職業紹介事業)をいう。

第四号において同じ。)を行う者以外の者(日本政府及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第七条第二項に規定する船員雇用促進センターを除く。)が日本国内において当該船舶所有者に紹介した求職者

三 当該船舶所有者が、外国において、当該

国における船員の募集を適確に実施すること

ができるものとして国土交通省令で定める基準に適合しない募集受託者に行わせた船員の

募集に応じた者

(賠償予定の禁止)

第三十三条 船舶所有者は、雇入契約の不履行に

ついて違約金を定め、又は損害賠償額を予定す

り契約をしてはならない。

(貯蓄金の管理等)

第三十四条 船舶所有者は、雇入契約に附隨して、貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する

契約をしてはならない。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、国土交

通省令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはそ

の労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄

金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受け入れであるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利率が金

融機関の受け入れる預金の利率を考慮して国土

交通省令の定める利率を下るとときは、その國

交通省令の定める利率による利子をつけることとしたものとみなす。

船員は、船舶所有者に管理を委託した貯蓄金

については、いつでも、返還を請求することができる。

(相殺の制限)

第三十五条 船舶所有者は、船員に対する債権と

給料の支払の債務とを相殺してはならない。但

二 第四十一条第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
 三 第四十一条第五号又は第四十一条第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。
 四 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
 五 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
 六 第四十三条第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七 雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。

八 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

船舶所有者は、第四十条第二号から第四号までの規定により雇入契約を解除した場合又は同条第五号の規定により雇入契約を解除した場合（船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のある場合に限る。）において、船員が自己の負担においてその希望する雇入港等まで移動することができないときは、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港等まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

前二項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、正当な理由がある場合を除き、船員の希望に応じたものでなければならない。

船舶所有者は、第二項の規定により、その費用で船員を送還したとき、又は送還に代えてその費用を支払ったときは、船員に対し、当該費用の償還を請求することができる。（送還の費用）

船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送費、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。（送還手当）

船舶所有者は、第四十七条第一項の規定により船員を送還する場合には、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。同項ただし書の規定により船員を送還する場合には、船員の送還手当

二 第四十一条第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

三 第四十一条第五号又は第四十一条第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

四 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

五 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

六 第四十三条第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七 雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。

八 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

船舶所有者は、第四十条第二号から第四号までの規定により雇入契約を解除した場合（船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のある場合に限る。）において、船員が自己の負担においてその希望する雇入港等まで移動することができないときは、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港等まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

前二項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、正当な理由がある場合を除き、船員の希望に応じたものでなければならない。

船舶所有者は、第二項の規定により、その費用で船員を送還したとき、又は送還に代えてその費用を支払ったときは、船員に対し、当該費用の償還を請求することができる。（送還の費用）

船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送費、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。（送還手当）

船舶所有者は、第四十七条第一項の規定により船員を送還する場合には、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。同項ただし書の規定により船員を送還する場合には、船員の送還手当

規定により送還に代えてその費用を支払うとも同様とする。

前項の送還手当は、船舶所有者が送還するとときは、毎月一回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならぬ。

六 第四十九条 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

第七章 船員手帳

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

数に応じ、前条第二項に規定する給料その他の報酬を支払わなければならない。

一 船員が解雇され、又は退職したとき。

二 船員、その同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあつたとき。

（労働時間）

船舶所有者は、一日当たりの労働時間は、基準労働時間以内とする。

（労働時間）

船舶所有者は、一日当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。

（労働時間）

船舶所有者は、一日当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。

（労働時間）

船舶所有者は、一日当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。

（労働時間）

第六章 労働時間、休日及び定員

（労働時間）

船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

（労働時間）

船舶所有者は、一日当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。

（労働時間）

船舶所有者は、一日当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。

（労働時間）

船舶所有者は、一日当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。

（労働時間）

船舶所有者は、一日当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。

（労働時間）

規定期間により送還に代えてその費用を支払うときも同様とする。

前項の送還手当は、船舶所有者が送還するとときは、毎月一回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならぬ。

（船員手帳）

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

船員は、船員手帳を受有しなければならない。

（船員手帳）

の措置のうち適切なものを講じなければならぬ。船舶所有者は、前項の措置を講ずるため運航計画（内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第十二条第一項に規定する運航計画を一項に規定する内航運送をする内航海運業者に對し意見を述べなければならない。船舶所有者は、労務管理責任者について、必要な研修を受けさせることその他の第一項に規定する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るために措置を講ずるよう努めなければならない。

（例外規定）

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定は、船員が人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合（海員については、船長の命令により当該作業に従事する場合に限る。）には、これを適用しない。

船長は、補償休日又は休息時間において、前項の作業に自ら従事し、又は海員を従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

（定員）

第六十九条 船舶所有者は、国土交通省令で定める場合を除いて、第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗組ませなければならない。

船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

第七十条 船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗組ませなければならない。

（適用範囲等）

第七十一条 第六十条から第六十九条までの規定は、次に掲げる船舶については、これを適用しない。

一 漁船

二 船員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの

前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定によるほか、航海當直」とあるのは、「航海當直」とする。

（特例）

第七十二条 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が第六十条第一項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航海の態様及び当該船員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定の期間を平均した一日当たりの労働時間が八時間を超えず、かつ、一日当たりの労働時間が十四時間を超えない範囲において、船員の一日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができる。

第七十三条 国土交通大臣は、必要があると認めることは、交通政策審議会の決議により、第六十条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に關し必要な国土交通省令を発することができる。

第七章 有給休暇

（有給休暇の付与）

第七十四条 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連續して勤務（船舶の改装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その六箇月の経過後一年以内にその船員に次条第一項又は第二項の規定による日数の有給休暇を与えることとする。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、三箇月以内に限る。）有給休暇を与えることを延期することができる。

船舶所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において一年間連續して勤務に従事したときは、その一年の経過後一年以内にその船員に次条第三項又は第四項の規定による日数の有給休暇を与えることとする。

（適用範囲等）

第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるもの

に従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日を与えているときは、その休日の日数は、これを前条の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

（有給休暇の与え方）

第七十五条 前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月について十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに二箇月を加える。

沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗り組む船員に前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかるわざず、連続した勤務六箇月について十日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すことに一日）を加える。

（有給休暇中の報酬）

第七十六条 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。

船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与すべき有給休暇の日数に応じ前項の給料、手当及び食費を支払わなければならない。

（適用範囲等）

二 船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを

使用する船舶

第七十七条 有給休暇を与えべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。

有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。

（有給休暇中の報酬）

第七十八条 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。

船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与べき有給休暇の日数に応じ前項の給料、手当及び食費を支払わなければならない。

（有給休暇中の報酬）

第七十九条 この章の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

一 漁船

第八十条 船舶所有者は、船員の乗船中、これに食料を支給しなければならない。

前項の規定による食料の支給は、船員が職務に従事する期間又は船員が負傷若しくは疾病のため職務に従事しない期間においては、船舶所有者の費用で行わなければならない。

第一項の規定による食料の支給は、遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総額数七百トン以上のもの又は国土交通省令で定める漁船に乗り組む船員に支給する場合にあっては、国土交通大臣の定める食料表に基づいて行わなければならない。

項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは、「第六十条第一項の規定」と、「第六十条第一項の規定による労働時間並びに海員については次項の規定による作業に従事する」とあるのは、「同項の規定による」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第八十八条の二の第二第五項において準用する第一項」と、同条第四項中「第六十四条第一項」とあるのは、「第八十八条の二の第二項」と、「第一項及び第二項」とあるのは、「同条第五項において準用する第一項」と、第六十六条中「第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは、「第六十条第一項の規定」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第三項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員（海員にあつては、同項目各号に掲げる者に限る。）がその休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て、その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合について準用する。

第八十八条の三 船舶所有者は、妊産婦の船員に

一週間について少なくとも一日の休日（第六十

二条第一項の規定により与えられる補償休日を

除く。）を与えるなければならない。

妊産婦の船員に係る第六十二条の規定の適用

については、同条第一項中「一週間において四

十時間を超える場合又は船員に一週間において

少なくとも一日の休日を与えることができない

場合」と、当該一週間ににおいて四十時間を

超える場合は、「当該一週間ににおいて少なく

とも一日の休日が与えられない場合にあつて

は、その超える時間が八時間を超える時間。次

項において」とあるのは、「次項において」と

「作業に従事すること又はその休日を与えられ

ない」とあるのは、「作業に従事すること」

と、同条第二項中「超過時間の合計八時間當たり又は少なくとも一日の休日が与えられない一

週間当たり一日を基準として、第六十条第二項

及び前条」とあるのは、「超過時間の合計八時間

当たり一日を基準として、第六十条第二項」と

する。船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産

婦の船員が次に掲げる申出をした場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認

めたときは、第一項及び前項の規定により読み

替えて適用する第六十二条第一項の規定にかか

わらず、当該妊産婦の船員を休日ににおいて作業に従事させることができる。

一 第六十四条第一項に規定する場合において、休日において作業に従事することとの申出

二 第六十五条に規定する場合において、同条の協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める日数を超えない範囲内で、休日において作業に従事することとの申出

第六十六条の規定は、前項の規定により妊産婦の船員が休日において作業に従事した場合について準用する。

（妊産婦の夜間労働の制限）

第八十八条の四 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間ににおいて作業に従事させとはならない。ただし、国土交

通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間ににおいて午前零時前後にわたり連続して九時間休憩させるときは、この限りでない。

前項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間ににおいて作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休

息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

（例外規定）

第八十八条の五 第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前二条の規定

は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

（妊産婦以外の女子船員の就業制限）

第八十八条の六 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第六十八条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

（生理日における就業制限）

第八十八条の七 船舶所有者は、生理性においてその他の看護

六 治療に必要な自宅以外の場所への収容（食料の支給を含む。）

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置 手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

七 移送

（傷病手当及び予後手当）

第九十一条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかるときは、船舶所有者は、四箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなまるまで毎月一回、国土交通省令の定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その四箇月が経過してもその負傷又は疾病がならないときは、そのなまるまで毎月一回、標準報酬の百分の六十に相当する額の傷病手当を支払わなければならぬ。

船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなった後遅滞なく、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の予後手当を支払わなければならぬ。

（障害手当）

第九十二条 船員の職務上の負傷又は疾病がなつた場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なれた後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に応じ別表に定める月数を乗じて得た額の障害手当を支払わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

（行方不明手当）

第九十三条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額の三十六箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときは、同様とする。

（遺族手当）

第九十四条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額の二箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときは、同様とする。

（葬祭料）

第九十五条 第八十九条から前条までの規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下灾害補償と総称する。）を受くべき者があるとき、その災害補償を受くべき事由により労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）若しくは船員保険法による保険給付又は国士交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

（審査及び仲裁）

第九十六条 職務上の負傷、疾病、行方不明又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他の災害補償の実施に関する異議のある者は、国土交通大臣に対し審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

国土交通大臣は、必要があると認めるとときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検査をさせることができる。

第一項の規定による審査又は事件の仲裁の申請立て及び第二項の規定による審査又は事件の仲裁の開始は、時効の完成猶予及び更新に関する事項について就業規則を作成し、これは、これを裁判上の請求とみなす。

第九十一条 就業規則の作成及び届出

常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときはも同様とする。

一 給料その他の報酬

二 労働時間

三 休日及び休暇

四 定員

前項の船舶所有者は、次の事項について就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

一 食料並びに安全及び衛生

二 被服及び日用品

三 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

四 災害補償

五 失業手当、雇止め手当及び退職手当

六 送還

七 教育

八 嘉賞罰

九 その他の労働条件

船舶所有者を構成員とする団体で法人たるもののは、その構成員たる第一項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届けることができる。その変更についても同様とする。

前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてよい。第一項乃至第三項の規定による届出には、第九十八条の規定により聽いた意見を記載した書面を添附しなければならない。

第九十八条 就業規則の作成の手続

船舶所有者は、前条第三項に規定する団体は、就業規則を作成し、又は変更するに用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する

る労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。

就業規則の監督

国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができるものと認めたときも、同様とする。

就業規則の効力

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

定期検査

総トン数五百トン以上の日本船舶（漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」という。）の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海（以下「国際航海」という。）に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償（以下「労働条件等」という。）について、国土交通大臣又は第一百条の十二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海上労働証書又は第一百条の六第三項の臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶をそのまま途上に供される船舶を除く。）であつて、国際航海に従事させようとする。

（海上労働証書）

国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたことを交付していること。

臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。

第一百条 第一百条の二

第一項及び第三項の規定により、同項に規定する書面の写しが船内に備え置かれていること。

第一百零一条 第一百零一条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面の写しが船内に備え置かれていること。

第一百零二条 第一百零二条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百零三条 第一百零三条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百零四条 第一百零四条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百零五条 第一百零五条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百零六条 第一百零六条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百零七条 第一百零七条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百零八条 第一百零八条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百零九条 第一百零九条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百一十条 第一百一十条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百一十一条 第一百一十一条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

第一百一十二条 第一百一十二条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する書面が交付されていること。

十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百一十三条 第一百一十三条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百一十四条 第一百一十四条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百一十五条 第一百一十五条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百一十六条 第一百一十六条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百一十七条 第一百一十七条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百一十八条 第一百一十八条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百一十九条 第一百一十九条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百二十条 第一百二十条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百二十一条 第一百二十一条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百二十二条 第一百二十二条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百二十三条 第一百二十三条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百二十四条 第一百二十四条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

第一百二十五条 第一百二十五条の二

第一項及び第二項の規定により、同項に規定する事項が記録簿に記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

二十六 第百十三条第一項の規定により、同項に規定する書類が船内の見やすい場所に掲示され、又は備え置かれていること。

二十七 第百十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の規定により、同項に規定する航海当直部員が乗り組んでいること。

二十八 第百十八条の六第二項の規定により、同項に規定する船内苦情処理手続が定められていること。

二十九 第百十八条の六第一項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。

三十 第百十八条の六第三項の規定により、同一条第一項の苦情が処理されていること。

三十一 第百十八条の六第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対し不利益な取扱いがされていないこと。

三十二 有効な船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書又は同条第二項の臨時航行許可証の交付を受けていること。

三十三 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶（同条第四項に規定する小型船舶を除く。）にあつては、同法第十八条、第十九条第一項及び第二十三条第五項の規定により、同法第二条第二項に規定する船舶職員が乗組んでいること。

三十四 国土交通省令で定めることにより、当該船舶が前各号に掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められており、かつ、これらが適確に実施されていること。
前項の海上労働証書（以下「海上労働証書」という。）の有効期間は、五年とする。

前条第一項後段の検査の結果第一項の規定による海上労働証書の交付を受けることができる特定船舶であつて、国土交通省令で定める事由により從前の海上労働証書の有効期間は、前項の規定にかかわらず、当該検査に係る海上労働証書が交付される日又は從前の海上労働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの期間と

の交付停止は、国が労働証定める事項の国登録検査の結果、船舶所有者の有効期間までの間に付与を受けるべきものとす

書の有効期間は、該特定船舶登録証書の有効期間と同一である。登録証書の有効期間は、該特定船舶登録証書の有効期間と同一である。

第一回 いよいよ船の書類をめぐる機知とつを有つ

法定の登録申請を行おるに於ける要件の法定登録申請の実務は、(国土交通省令)労働証明書の登録申請の実務である。この登録申請の実務は、(国土交通省令)労働証明書の登録申請の実務である。

の理由をもつて、前項に規定する取消しの規定によるものである。この場合、船舶の登録を更に変更する結果によつて、登録証書は、改めて交付されるべきである。

天臣は、第百条の「第三百二十九条の二」といふ申請に応じて、その申請に付する臨時海事裁判所の再検査の申立てをした。不不服があることはしてはならないことにしてある。

- 二 第百条の十一第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第百条の十六第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。

四 第百条の十六第二項、第一百条の十七第二項、第一百条の二十一又は第一百条の二十二の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第百条の十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

一 前項第一号、第一号（第一百条の十九第一項に係る部分を除く。）、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第百条の二十三の規定により読み替えて準用する第一百条の十六第二項、第一百条の十七第二項、第一百条の二十一又は第一百条の二十二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 国土交通大臣が、外国登録検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検査業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検査機関に対してその業務又は経理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。
（帳簿の記載）

の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条第一項の個別労働関係紛争であつて同法第二十一条第一項の規定により読み替えられた同法第五条第一項の規定により地方

簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。船員労務官は、必要があると認めるときは、

(公示)

第一百条の二十九 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一、登録をしたとき。
二、第一百条の十五の規定による届出があつたとき。
三、第一百条の二十の規定による許可をしたとき。
四、第一百条の二十六第一項の規定により登録を取り消し、又は検査業務の停止を命じたとき。
五、第一百条の二十六第二項の規定により登録を取り消したとき。

第十一章 監督

(監督命令等)

第一百一条 国土交通大臣は、この法律、労働基準法（船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。）又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるとときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。

第一百二条 国土交通大臣は、前項の規定による处分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくならつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

(外国における国土交通大臣の事務)
第一百三條 この法律によつて国土交通大臣の行う運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)が指名するあつせん員があつせんを委任されたものを除く。の解決について、あつせんすることができる。

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

(市町村が處理する事務)
第一百四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行うこととすることができる。

市町村長のした前項の事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。)に係る処分についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。

市町村長の行う第一項の事務(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。)に係る処分の不作為についての審査請求は、市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してもするものとする。

(船員労務官)

第一百五条 国土交通大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第一百六条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿

第一百七条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

前二項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

船員労務官の服制は、国土交通省令でこれを定める。

第一百八条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第一百八十二条 船員労務官は、第一百一条第二項又は第一百十八条の五第三項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、第一百一条第二項又は第一百十八条の五第三項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第一百九条 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

(交通政策審議会等の権限)

第一百十条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

交通政策審議会等は、船員の労働条件に関する事項に關し、関係行政官庁に建議することができる。

第一百十一条 船舶所有者は、国土交通省令の定めるとところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。

一 使用船員の数

二 給料その他の報酬の支払状況

三 災害補償の実施状況

四 その他国土交通省令の定める事項
(船員等の申告)

(特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等)
第一百八条の五 前条に規定する船舶であつて、第一条第二項第一号又は第二号に掲げる船舶に該当するもの(以下この条において「特定小型船舶所有者」といふ)の所有者(船舶共有の場合は、船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この条、第一百三十一条の二及び第一百三十五条第二項において「特定小型船舶所有者」といふ)は、特定小型船舶の乗組員(当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。)について、国土交通省令で定めるところにより、特定教育訓練を実施しなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、特定小型船舶所有者に對し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、特定小型船舶所有者がその命令に従わない場合において、特定小型船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その特定小型船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その特定小型船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その特定小型船舶の入港すべき港を指定することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による处分に係る特定小型船舶について、第二項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその处分を取り消さなければならない。

(船内苦情手続)

第一百八条の六 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船内苦情処理手続(船員が航海中に船舶所有者に申出をしたこの法律、労働基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事項並びに船員の労働条件等に関し国土交通省令で定める事項に関する苦情を処理する手続をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならぬ。

船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、船内苦情処理手続を記載した書面を船員に交付しなければならない。

船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合にあつては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。

船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に對して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(戸籍証明)

第一百十九条 船員、船員にならうとする者、船舶所有者又は船長は、船員にならうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

(経過措置)

第一百九条の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(年金制度、健康保険制度、雇用保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがができる。

(国及び公共団体に対する適用)

第一百二十条 この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府県、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部の適用除外)

第一百二十条の二 船舶職員及び小型船舶操縦者法第三章第五節の規定は、船長については、適用しない。

(外国船舶の監督等)

第一百二十条の三 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶(第一条第一項の国土交通省令で定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。以下この条において「外国船舶」という。)で国土交通省令で定めるものが国内の港にある間、当該外国船舶に立ち入り、当該船舶の運航に係るため緊急の必要があると認めるとときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

第一百条第三項の規定は第四項の場合について、第一百七条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一百七条第三項中「前項」とあるのは、「第一百二十条の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは、「二千六〇年」である。

同一検査を行なわせることができる。

一 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める

船舶所有者は、航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

二 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認められる限度において、当該外国船舶の帳簿書類その他の物件を検査し、当該外国船舶の乗組員に質問し、又は当該外国船舶の乗組員が同項第二号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が同項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めるときは、当該外国船舶の船長に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお当該通告に係る措置がとられない場合において、当該外国船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該外国船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

国土交通大臣があらかじめ指定するその職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るために緊急の必要があると認めるとときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

第一百条第三項の規定は第四項の場合について、第一百七条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一百七条第三項中「前項」とあるのは、「第一百二十条の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは、「二千六〇年」である。

同一検査を行なわせることができる。

(手数料の納付)

第一百二十二条の二 次に掲げる者(第一百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならぬ。(命令の制定)

第一百二十二条の三 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

五 法定検査(国土交通大臣が行うものに限り)

六 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者(登録検査機関が検査を行つた船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

七 海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者

(事務の区分)

第一百二十二条の三 第百四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法の規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。(手数料に関する経過措置)
第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令による罰則の適用については、なお従前の例によ

る。(罰則に関する経過措置)
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。(その他の経過措置)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)
第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一四年七月一六日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)

附 則 (平成一四年五月一五日法律第四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一一年一二月二日法律第一四号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則 (平成一四年五月三一日法律第五四号) 抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
○号　抄

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から二まで　略

三　第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条までで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百十五条から第一百十八条まで、第二十条、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定　日本年金機構法の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

<p>附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄</p> <p>第一條 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定、公布の日</p> <p>附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(处分等に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。</p> <p>この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。</p> <p>国土交通大臣(第一条の規定による改正前の国土交通省設置法(以下「旧設置法」という。)第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。)</p>	<p>官 観光庁長</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

令の相当規定により新機関に対し、その手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相

(罰則に関する経過措置)

四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律による改正後の規定

の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、軍輸の安全の一層の確保を図る等の観点から

は運転の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず

を加え、その結果は基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二〇年六月六日法律第五三号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第二条中船員法第六十四条の二に三項を加える改正規定及び附則第三条第

三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（沿員去の一部改正と半う怪置）

(船員法の一部改正に付) 総述打題

船に乗り組む船員は、いわば第二条の規定による改正後の船員法（以下「新船員法」とい

う。) 第六十四条第一項、第六十七条第一項

(新船員法第八十八条の二の二第三項及び第八

場合を含む。)、第八十三条及び第八十六条第一

項の規定にかかるわらず、当該航海が終了する日まで（専ら国外各港間の航海に従事する船舶こ

あつては、施行日から起算して三月を経過する

日又は施行日以後最初にいすれかの港に入港し

た日のいすれか遅い日まで)は
なお従前の例
による。

この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員については、当該航海が終了する

号及び第四号に係る部分に限る)、第十一章の次に二章を加える改正規定、第一百三十三条に二項を加える改正規定、第一百七十二条の二第一項の改正規定、第一百二十条の三の改正規定、第一百二十一条の二の改正規定(同条第五号から第七号までに係る部分に限る)、第一百三十一条の次に二条を加える改正規定、第一百三十二条の次に二条を加える改正規定、第一百三十三条の改正規定(同条第四号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改める部分及び同条第五号中「詐偽その他の不正行為をもつて」を「偽りその他不正の行為により」に「訂正」を「再交付訂正」に改める部分を除く)、第一百三十三条の次に一条を加える改正規定、第一百三十五条の改正規定並びに附則第五条及び第十五条の規定、附則第十七条の規定(国の援助等を必要とする帰國者に関する領事官の職務等に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)第六条第二項の改正規定に限る)、附則第二十一条の規定、附則第二十三条の規定中船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の改正規定(「第五条」を「第五条第一項」に改める部分、「第一百十二条」の下に「第一百十三条第一項及び第二項、第一百十四条」を加える部分及び「第一百十三条」を「第一百三十三条第一項」に改め、「労働協約」と「」の下に「同項及び同条第二項中」を加える部分に限る)並びに附則第二十四条の規定(二千六〇年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という)。附則第六条から第九条まで、第十九条及び第二十条の規定 発効日前の政令で定める日(経過措置)

この法律の施行前に生じた事由による新法第三条までの規定は、適用しない。

4 この法律の施行前に雇用契約が成立した船員に係る新法第六十一条の四第二項の規定の適用については、同項中「雇用契約が成立したときは、遅滞なく」とあるのは、「船員法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十七号)」の施行後遅滞なく」とする。

この法律の施行前に生じた事由による新法第一百八十六条の四第一項に規定する苦情については、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

3 第三条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員に関する労働時間、休日、休息時間及び割増手当、これらの事項に関する記録簿、通常配置表並びに年少船員の就業制限については、新法第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十二条第一項及び第三項、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項及び第三項から第五項まで、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条、第六十六条の二、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条第一項、第八十五条第一項、第八十八条の二、第八十八条の二の二、第八十八条の三第二項から第四項まで並びに第八十八条の五の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいすれかの港に入港した日)にいすれかの港に入港した日のいすれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員については、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいすれかの港に入港した日)のいすれか遅い日まで)は、新法第六十一条から第六十九条までの規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む海員であつて旧法第七十二条各号に掲げるものについては、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶については、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいすれかの港に入港した日)のいすれか遅い日まで)は、新法第六十条から第六十九条までの規定は、適用しない。

第四条 船舶所有者（船舶共有の場合には船舶所有者と船舶共同所有者）、船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船舶を使用する場合にはその者。附則第七条第項第二号及び第十六項において同じ。)は、施行日前においても、新法第六十四条の二第一項若しくは第六十五条の協定（船長に係るものに限る。）又は第六十五条の三第三項の協定を国土交通大臣に届け出ることができる。

第五条 発効日前に建造された新法第一百条の二第一項に規定する特定船舶についての同項の規定の適用については、同項中「初めて」とあるのは、「二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日以後初めて」とする。

第六条 国土交通大臣又は登録検査機関（次条第一項の規定による国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、発効日前においても、日本船舶（漁船その他新法第一百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。）における船員の労働条件等（同項に規定する労働条件等をいう。次条第二項第一号イにおいて同じ。）について新法第一百条の二第一項又は第一百条の六第一項の検査に相当する検査（以下「相当検査」という。）を行うことができる。

国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が新法第一百条の二第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が新法第一百条の三第一項各号の要件に相当する要件の全てに適合すると認めたときは、当該検査を受けた船舶所有者（船舶所有の場合は船舶管理人、船舶借入の場合は船舶借入人。第四項並びに附則第八条第二項及び第五項において同じ。）に対し、新法第一百条の三第一項の海上労働証書に相当する証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が新法第一百条の二第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が新法第一百条の三第一項各号の要件に相当する要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも同様とする。

第三条 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由

が生じたときを除き、発効日以後は、新法第百条の第三項の規定により交付された海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 國土交通大臣は、國土交通大臣又は登録検査機関が新法第百条の六第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が同条第三項各号の要件に相当する要件の全てに適合すると認めたときは、当該検査を受けた船舶所有者に対し、同項の臨時海上労働証書に相当する証書を交付しなければならない。

5 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に國土交通省令で定める事由が生じたときを除き、発効日以後は、新法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 相當検査の申請書の様式、相當検査の実施方法その他の相當検査に関する必要な事項並びに第二項の証書及び第四項の証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他これららの証書に関する必要な事項は、國土交通省令で定める。

7 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 國土交通大臣の行う相當検査を受けようとする者

二 第二項の証書又は第四項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者

第七条 國土交通大臣は、相當検査を行おうとする者の申請により、発効日前においても、その者を相当検査を行う者として登録することができる。

三 第二項の証書又は第四項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者は

四 國土交通大臣は、前項の規定による登録下單に「登録」という。(申請をした者(以下「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、國土交通省令で定める。

一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(以下「検査員」という。)が相当検査を実施すること。

イ 船員の労働条件等の検査について三年以上
ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経
験を有すること。
ロ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二
十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に
規定する船舶職員として五年以上の乗船経
験を有すること。
一 登録申請者が、船舶所有者に支配されてい
るものとして次のいずれかに該当するもので
ないこと。
イ 登録申請者が株式会社である場合にあつ
ては、船舶所有者がその親法人（会社法
（平成十七年法律第八十六号）第八百七十七
九条第一項に規定する親法人をいい、当該
登録申請者が外国にある事務所において相
当検査に係る業務（以下「相当検査業務」
という。）を行おうとする者である場合に
あつては、外国における同法の親法人に相
当するものを含む。）であること。
ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第
五百七十五条第一項に規定する持分会社を
いう。）にあつては、業務を執行する社員）
に占める船舶所有者の役員又は職員（過去
二年間に当該船舶所有者の役員又は職員で
あつた者を含む。）の割合が二分の一を超
えていること。
ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表
権を有する役員）が、船舶所有者の役員又
は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役
員又は職員であつた者を含む。）であるこ
と。
国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号の
いずれかに該当するときは、登録をしてはなら
ない。
一 この法律、船員法、船舶安全法（昭和八年
法律第十一号）、船員職業安定法（昭和二十
三年法律第二百三十号）若しくは船舶職員及び
小型船舶操縦者法又はこれらの法律に基づく
命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、そ
の執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなった日から二年を経過しない者
二 第二十五項又は第二十六項の規定により登
録を取り消され、その取消しの日から二年を
経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち
に前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が相当検査を行う事業所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

5 登録検査機関は、相当検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、相当検査を行わなければならない。

6 登録検査機関は、公正に、かつ、第二項第一号に掲げる要件に適合する方法により相当検査を行わなければならない。

7 登録検査機関は、第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、相当検査業務の開始前に、相当検査業務の実施に関する規程（以下「相当検査業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 国土交通大臣は、前項の認可をした相当検査業務規程が相当検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検査機関（外国にある事務所において相当検査業務を行なう登録検査機関（以下「外国登録検査機関」という。）を除く。）に対し、その相当検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

10 相当検査業務規程には、相当検査業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の相当検査業務の信頼性を確保するための措置、相当検査に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

11 登録検査機関は、検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

12 國土交通大臣は、検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第八項の規定により認可を受けた相当検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は相当検査業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、検査員の解任を命ずることができる。

前項の規定による命令により検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。

14 登録検査機関の役員及び職員で相当検査業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

15 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

16 船舶所有者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

17 登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、相当検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

18 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

19 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第五項又は第六項の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関に対し、第五項及び第六項の規定による相当

検査業務を行うべきこと又は相当検査の方針その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

20 第九項、第十二項及び前二項の規定は、外国登録検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

21 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要なと認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

22 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要なと認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

23 前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

24 第二十二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

25 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて相当検査業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第三項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第七項、第十一項、第十五項、第十七項又は第二十八項の規定に違反したとき。

三 第八項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた相當検査業務規程によらないで相当検査を行ったとき。

四 第九項、第十二項、第十八項又は第十九項の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

一 前項第一号、第二号（第十五項に係る部分を除く。）、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第二十項の規定により読み替えて準用する第九項、第十二項、第十八項又は第十九項の規定による請求に応じなかつたとき。

三 國土交通大臣が、外國登録検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて相當検査業務の全部又は一部の停止を請

求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検査機関に対する業務又は經理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

前項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

登録検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、相当検査業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第七項の規定による届出があつたとき。

三 第十七項の規定による許可をしたとき。

四 第二十五項の規定により登録を取り消し、又は相当検査業務の停止を命じたとき。

五 第二十六項の規定により登録を取り消したとき。

登録検査機関は、発効日において、新法第百条の十二第一項に規定する登録を受けた者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

るほか、その船舶所有者に対して、同項の刑を科する。

6 前条第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第十六項各号の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）

は、二十万円以下の過料に処する。

を受けようとする者は、発効日前においても、その申請を行うことができる。新法第百条の十六第一項の規定による検査業務規程の認可の申請についても、同様とする。

第十条 (处分、手続等の効力に関する経過措置) この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした處

分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続そ

(罰則に関する経過措置)
第十一一条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることと

される場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、まる毛並にこれ。

（政令への委任）
いいては、なお前例による。

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日） 九号 抄

る。
(経過措置の原則)
第五条 行政守の処分その他の行為又は不作為こ

（二）行政の行為の行政の行為の不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

(政令への委任)
第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

別表

障害の程度	月数
第一級	四十八箇月
第二級	四十二箇月
第三級	三十九箇月
第四級	三十六箇月
第五級	三十箇月
第六級	二十九箇月
第七級	二十五箇月
第八級	二十箇月
第九級	十五箇月
第十級	十二箇月
第十一級	九箇月
第十二級	六箇月
第十三級	四箇月
第十四級	二箇月